

入札説明書

一般競争入札に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和2年5月28日
- 2 契約担当者 京都府農林水産技術センター長 小宅 要
- 3 担当部局 〒629-1121 京都府船井郡京丹波町本庄土屋1
京都府立林業大学校
電話番号 (0771)84-2401
- 4 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
京都府立林業大学校「林業機械実務2」の講義、実習業務委託
 - (2) 委託業務の仕様等
別添委託業務仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約日から令和2年8月31日
 - (4) 委託業務を行う場所
京都府立林業大学校及びSTIHLの森京都
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
 - (2) 資格審査の申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること
 - (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること
 - (4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者であること
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当しない者であること
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (7) 申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の（工事等契約に係る指名停止等の措置要領又は物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく）指名停止措置がなされていない者であること
- (8) 1 営業年度以上の営業実績を有し、かつ、12月以上の営業に係る決算が確定している者であること
- (9) 京都労働局に「小型移動式クレーン運転」「車両型建設機械（整地等）」「不整地運搬車運転」「玉掛け」の登録教習機関として認められた者であること。

6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書（別紙様式1）及び一般競争入札参加確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 入札公告日から令和2年6月2日（火曜日）まで（日曜日、土曜日を除く。）

イ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加確認申請書（別紙様式1）

(イ) 一般競争入札参加確認資料

- ・ 商業登記簿謄本
- ・ 京都府が発行する府税納税証明書（別紙様式2）
- ・ 税務書が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 財務諸表の写し
- ・ 取引使用印鑑届（別紙様式3）
- ・ 権限を営業所長等に委任する場合は委任状（別紙様式4）
- ・ 京都労働局に「小型移動式クレーン運転」「車両系建設機械（整地等）」「不整地運搬車運転」「玉掛け」の登録教習機関として認められ者であることがわかる書類写し
- ・ 誓約書（別紙様式5）
- ・ 返信用封筒

（定形型封筒に申請者の所在地、名称を記入の上、84円分の切手を貼付すること。）

ウ 提出場所 2の(1)に同じ。

エ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

オ 参加資格を有する者の名簿への登載

イについて審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立林業大学校「林業機械実務2」の講義、実習業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

カ 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

キ 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、カによる資格審査の結果を通知した日から令和2年6月5日までとする。

ク その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。提出書類をA4版で作成し、1部提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月5日（金曜日）午前11時

イ 場所 京都府立林業大学校 学生ホール

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式6）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。（別紙様式7）

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立林業大学校「林業機械実務2」の講義、実習業務委託に係る入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札の辞退
入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を6の(1)の(ウ)へ提出することとする。
- (9) 開札
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (10) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (11) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。
ア 4に掲げる資格のない者のした入札
イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
エ 同じ入札に2以上の入札をした者のした入札
オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
カ 4に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札
- (12) 落札者の決定方法
ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をし

た者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、令和2年6月8日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、京都府会計規則第159条第2項第3号に該当する場合は免除する。

10 契約書の作成の要否

要する。

11 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等は不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

13 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。